

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

義父からの住宅取得資金の贈与

Q: このたび、自宅新築の資金を、私の父から、私と妻にそれぞれ援助してもらおうことになりました。住宅取得のための親からの資金援助には、贈与税の特例があるようですが、その特例は、私も妻も受けられますか。

A: 一定の要件を満たせばあなたは特例を受けられますが、あなたの奥様は受けられません。

【解説】

「住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例」は、父母又は祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、1,000万円までの部分について5分5乗方式により税額を計算するという制度で、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 父母又は祖父母からの贈与であること
- (2) 贈与金の全額を新築又は中古住宅（木造は築後15年以内、耐火構造では築後20年以内）の取得のために使うこと
- (3) 取得する住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- (4) 翌年3月15日までに取得し、自らが住むこと
- (5) 贈与を受けた年の所得金額が1,200万円以下であること
- (6) 贈与を受けた日の前5年以内に、本人又は配偶者が住宅を所有していないこと

ご質問の場合、奥様は(1)の要件（義理の父母等は含まれていません）に該当しませんので、特例を受けることはできないことになります。

